

請 願 書

令和8(2026)年9月8日

郡山市議会議長

近 内 利 男 様

郡山市朝日一丁目10-11

郡山五中OBOG有志の会

代 表 増 子 英 一

紹介議員 吉 田 公 男

遠 藤 隆

公共施設の使用料減免見直しの変更を求める請願書

〔請願趣旨〕

2027年4月から公民館など各公共施設の使用料が変わることに伴い、使用料の減免制度の見直しが検討されています。公共施設とは、公園、図書館等、国や地方公共団体が運営・管理する諸施設であり「受益者負担」を求める対象ではありません。公民館には運動や音楽活動、囲碁・将棋などのためにその地域に集い、いきいきと楽しんでいます。そして、その多くは年金暮らしの高齢者です。公民館は「単なる貸し部屋」ではなく、高齢者の健康を維持し、孤独を防ぎ、地域のつながりを作る生存権や福祉の場です。郡山市は減免制度の見直しによって、これらの活動団体に使用料の値上げを求めています。地域のための公益的活動を行う町内会や子ども会、ボランティア活動団体にまで料金を支払わせようとしています。

はたして、この見直し案が実施された後、どのような状況が見えてくるか郡山市は検討したのでしょうか。物価高が続く中、趣味や公共活動にお金を使うのでしょうか。使用回数を減らすとか、公民館で活動するのをやめて家に引きこもるようになるでしょう。郡山市は文化活動から手を引いた寂しい街になっていくように思われます。

「東北のウィーン“楽都”郡山 人と環境のハーモニー 魅力あるまち 郡山」という郡山市のスローガンはどこにいったのでしょうか。

つきましては、以下の事項についてお願いいたします。

〔請願事項〕

公益的活動団体、高齢者団体、福祉団体等は今まで通り冷暖房費の支払いのみと

すること。